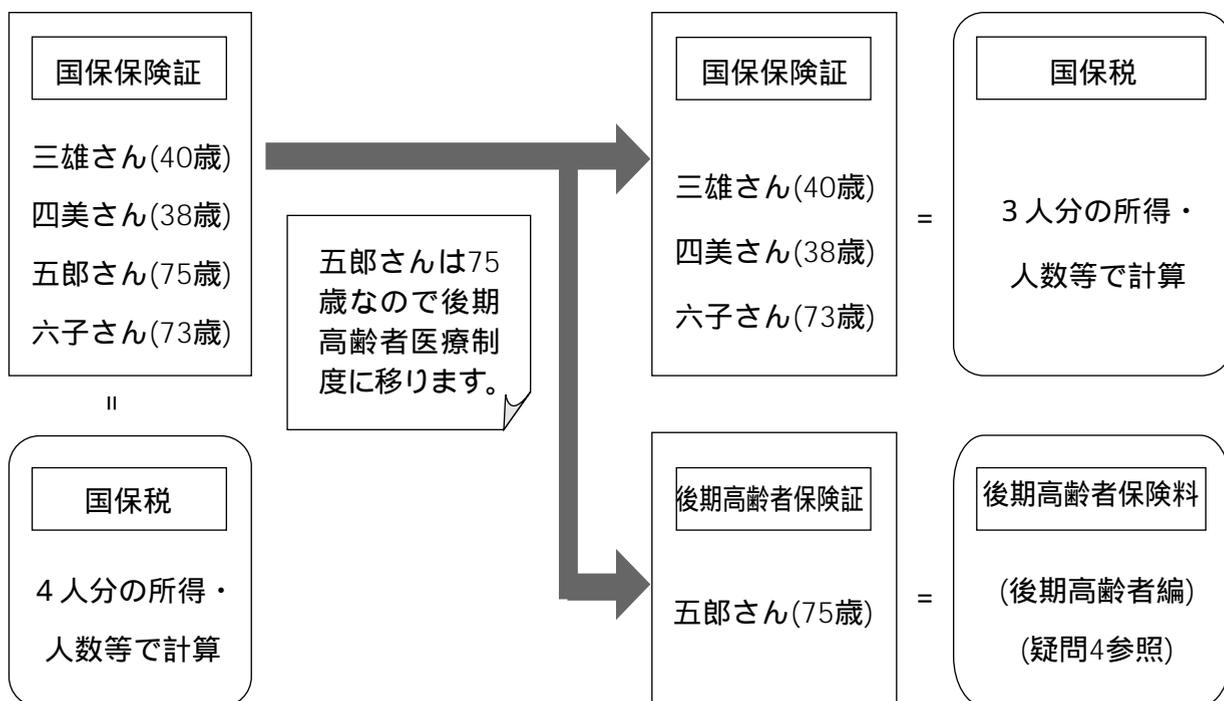


皆さんの疑問「国民健康保険・後期高齢者医療制度」関係編

これまで、「国民健康保険」「後期高齢者医療制度」それぞれについてお答えしてきました。ここでは、2つの制度で関連のあることについてまとめてみました。

Q1. 家族の1人が75歳なんですが、国民健康保険税の金額はどうなるの？

A 「後期高齢者医療制度」に移られた方を除いて計算します。
たとえば・・・



Q2. 私は4月20日に75歳になりますが、国保税と後期高齢者保険料はどちらを払うの？

A 後期高齢者制度の保険料のみを納めていただくようになります。
「どちらの保険料を納めていただくか」は、「その月末にどちらの制度の対象者か」という判定をします。

以上、よくある疑問・質問についてお答えしましたが、「自分の場合はどうなるの？」など、疑問・質問・不明な点がございましたら、役場までお問合せください。

(お問合せ先)

後期高齢者医療制度

国民健康保険の窓口負担、健診に関すること

役場仁多庁舎 健康福祉課

電話：54 - 2781

有線：31 - 5123 または 31 - 5124

国民健康保険税に関すること

役場横田庁舎 税務課

電話：52 - 2671

有線：20 - 4256